

第6章 都市計画区域外の拠点

第1節 周辺地域生活拠点について

立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画となりますが、本市では、都市計画区域外に多くの生活圏が広がっています。このため、「多極連携型の骨格構造」（立地適正化計画の基本方針に掲げる都市の骨格構造の考え方）に向けて、北方、北浦、北川町（以下、三北地域とする）等において周辺地域生活拠点を定め、生活サービス機能の誘導や中心拠点をはじめ各拠点との連携による地域の生活利便性や持続可能性を高めていきます。

 **P27 参照**

第2節 周辺地域生活拠点の誘導施設の基本的な考え方

現在、三北地域の支所周辺等において、一定の都市機能が集積しており、立地適正化計画における生活利便性の向上に向けて、日常生活に必要な機能（誘導施設相当施設）として以下のとおり設定します。

■ 周辺地域生活拠点における誘導施設

誘導施設	誘導施設の考え方
- 行政機能（総合支所） - 公共・公益・文化機能 - 教育機能（小中学校） - 介護・福祉機能 - 子育て機能 - 医療機能（診療所） - 金融機能 - 商業機能（店舗等）	「三北地域の生活圏の拠点」であり、地域の生活利便性を維持・確保するため、生活サービス、交流施設、道の駅、観光交流施設などの地域の核となる施設と連携し、生活サービス、地域交流（コミュニティ）、地域福祉等を集積します。（骨格構造における拠点の位置づけ）

第3節 周辺地域生活拠点の維持・活性化に関する施策

三北地域をはじめ中山間地域など周辺地域について、人口減少、高齢化が進む中で、現状の生活や地域活動及び地域の産業を維持できるよう、地域生活サービスの維持や公共交通の確保に取り組めます。



1. 周辺地域生活拠点の形成

三北地域をはじめ中山間地など周辺地域においては、人口減少・高齢化が急激に進む中においても、現状の生活や地域活動が維持できるよう、ハード・ソフト連携による拠点性の維持・創出を図ります。

(1): 地域生活の利便性の確保

- 三北地域をはじめとした周辺地域生活拠点において、ハード・ソフトの連携により、生活利便性の維持・確保に努めます。
- 道の駅をはじめ、地域の核となる施設については、生活利便性の確保や防災の観点からもその多機能性の維持・創出を進めます。
- 周辺地域生活拠点とその他各拠点を結び、機能を連携・補完することで生活利便性を高めるため、拠点間を結ぶ主要な道路・交通体系の整備を進めます。
- 周辺地域生活拠点へのアクセスを高めるため、乗合タクシーやオンデマンドタクシーなど地域ニーズに応じた公共交通の維持・最適化を進めます。

(2): 地域活力の維持・創出

- 観光振興、農業振興などの取組みによる地域活力の維持・創出を図ります。
- 地区のまつりや、伝わる郷土芸能の開催・継承活動、文化財の活用や掘り起こしなどの取組みにより地域活力の維持や観光施策への創出を図ります。

2. 地域の居住環境の確保

周辺地域生活拠点の維持・創出と連携し、三北地域の居住の確保に向けて、地域の特性を活かした居住環境の形成を図ります。

(1): 田舎暮らし・2地域間居住など、地域居住の確保

- 周辺地域における農業、観光等の各種産業と連携し、各地域の定住人口の確保に向け、移住支援、個々の状況に対応した空き家の活用等による居住地の確保を促進します。

(2): その他地域の居住環境の確保

- 拠点への移動や買い物・通院など、地域の生活を支える公共交通の維持・確保を進めます。
- ICTの導入などにより、地域において暮らし続けられる仕組みを検討します。

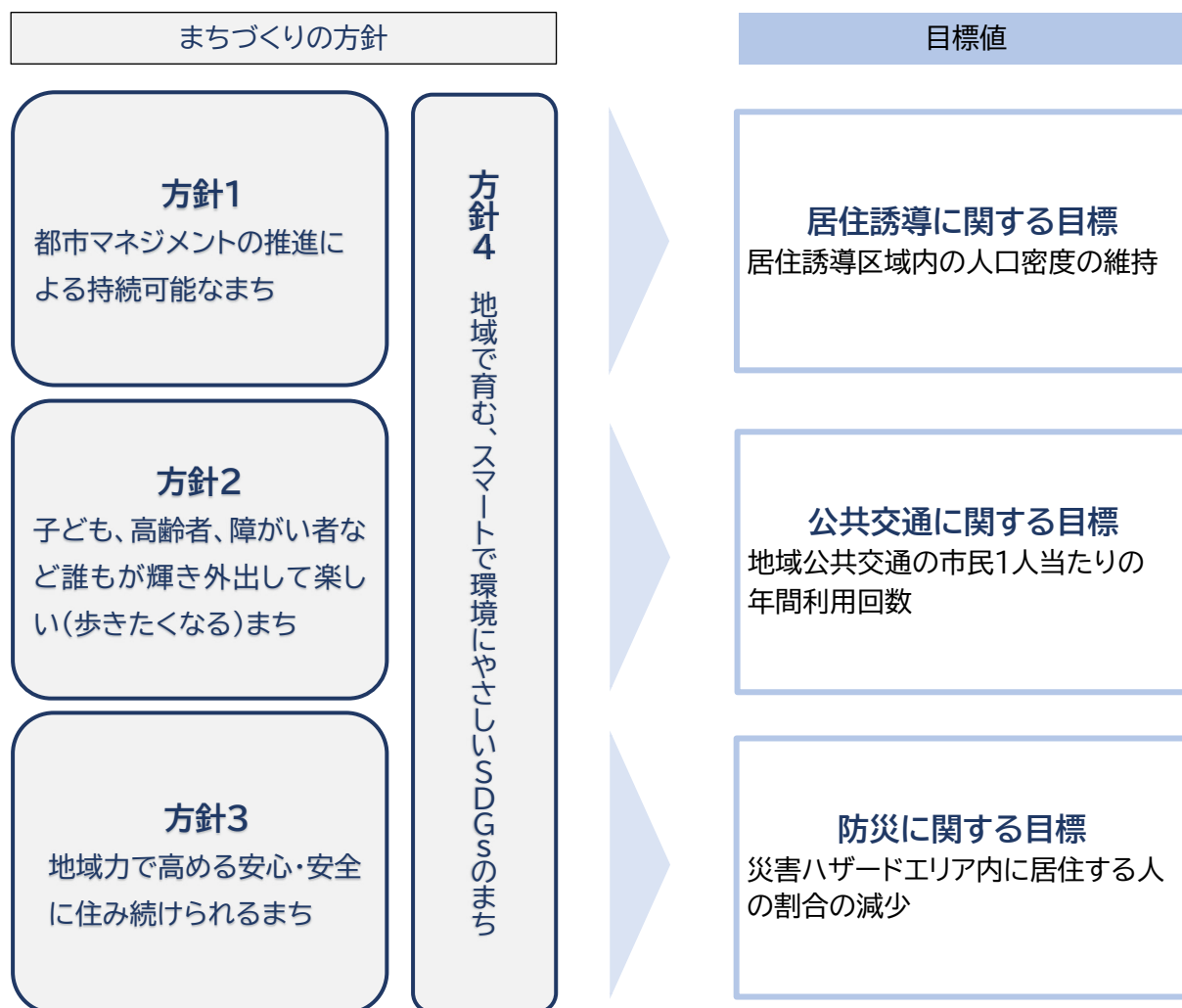
第7章 計画の目標値及び進行管理

第1節 目標値の設定

本計画を客観的かつ定量的な分析、評価のもとで PDCA サイクルが適切に機能する計画とするため、目標値及び目標達成により期待される効果を定量的に設定します。また、この目標値の達成により、まちづくりの方針（第3章）の実現を目指します。

< まちづくりの方針と目標値の関係 >

まちづくりの方針（第3章）と目標値の関係は以下のとおりです。まちづくりの方針は誘導施策を検討する上での基本的な考え方・戦略であり、施策による目標値の達成により、方針の実現を目指します。



1. 居住誘導に関する目標

目 標 指 標	数 値 目 標		
	現況値 令和 2 年 (2020 年)	推計値 令和 27 年 (2045 年)	目標値 令和 27 年 (2045 年)
居住誘導区域における人口密度	48.0 人/ha (約 8.8 万人) 延岡市人口 (約 11.8 万人)	34.7 人/ha (約 6.4 万人) 延岡市人口 (約 8.2 万人)	40.0 人/ha (約 7.4 万人)

目標指標の 考え方	・本計画に基づく各種施策の推進により、居住誘導区域内への居住の維持・誘導が推進されていることを検証します。
目標値の 考え方	・令和 27 (2045) 年における居住誘導区域内の将来人口 (推計値) は、約 64,000 人となり、人口密度が 34.7 人/ha まで減少する見込みであるが、居住誘導区域内への居住の誘導により、40.0 人/ha を確保することを目標とします。 ・目標達成に向けては、生活利便性の確保による居住の維持、未利用地の活用、災害リスクの高い区域からの住宅移転の推進や、移住・定住施策の強化により、居住誘導区域へ居住 (人口) の誘導を図ります。

出典：国勢調査（現況値）、国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

2. 公共交通に関する目標

目 標 指 標	数 値 目 標	
	現況値 令和 4 年 (2022 年)	目標値 令和 27 年 (2045 年)
地域公共交通の市民1人当たりの年間利用回数	4.82 回/人	5.00 回/人 以上※1
	年間利用者数 (約 55.4 万人)	
	延岡市人口 (約 11.5 万人)	

※1：公共交通利用の回復・増加を目指しつつ、人口減少割合を加味して目標を設定

目標指標の 考え方	・本計画に基づく各種施策の推進により、公共交通沿線の人口密度が高まるほか、都市機能の集積による拠点へのアクセス回数が増えること（外出機会）を検証します。
目標値の 考え方	・近年、公共交通利用回数は減少傾向にあるため、地域公共交通計画と連携して施策を推進し、年間利用回数を 5.00 回/人以上に回復・増加させることを目標とします。 ・人口減少・高齢化の進行、マイカー利用の増加が進む将来においても、適度に賢く公共交通を使ってもらうための利用促進やコンパクト・プラス・ネットワークの取組みを推進し、持続可能な公共交通サービス提供を目指します。

3. 防災に関する目標

目 標 指 標	数 値 目 標	
	現況値 令和 2 年 (2020 年)	目標値 令和 27 年 (2045 年)
災害ハザード区域※2内に 居住する人の割合	7.9%	7.0% 以下
	災害ハザード区域内人口 (約 9,400 人)	災害ハザード区域内人口 (約 5,800 人)
	延岡市人口 (約 11.8 万人)	延岡市人口 (約 8.2 万人)

※2：対象とする災害ハザード区域は以下のとおり
 ・土砂災害警戒区域（レッド・イエロー）
 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）
 ・洪水浸水想定区域（計画規模）の浸水深 3.0m以上の区域

目標指標の 考え方	・防災指針に基づく防災・減災対策により、災害ハザードエリア内への居住者を減らし、災害の回避を推進します。
目標値の 考え方	・災害リスク区域からの移転（回避）や、災害対策事業によるリスクの低減を図ることで、災害ハザード区域内に居住する人の割合を 7.0%以下に減少させることを目標にします。なお、津波浸水想定区域は、低減施策により居住誘導区域としているため、対象とする災害ハザード区域から除外しています。 ・目標達成に向けては、誘導施策による災害ハザードエリアからの住宅移転に加え、河川改修事業等の対策により、浸水想定箇所の解消など、災害ハザードエリアからの除外を想定し、目標値を設定します。

第2節 計画の進行管理

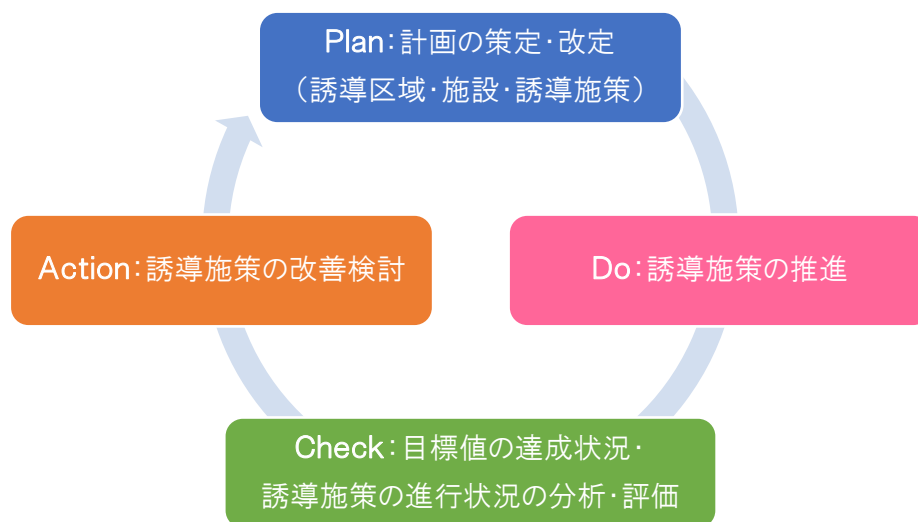
1. 評価方法

本計画に基づいた効果的なまちづくりを進めていくには、計画の達成状況の確認や社会情勢の変化など、状況に応じて計画を適切に運用することが重要です。そのため、概ね5年毎に施策の実施状況や目標値の達成状況について調査、分析及び評価を行い、必要に応じて誘導施策等計画の見直しを行います。

また、目標値以外にも本市の重点項目となる高齢者や若者世代の利便性に係る指標について、都市モニタリングシート（国交省）等の公開データを活用し、モニタリングしていくこととします。

2. 評価体制

延岡市都市計画審議会等、これまでの本市における都市計画の取組みの調査・審議を行ってきた体制を踏襲し、計画の評価・見直しの必要性・方向性等について検討します。



< PDCA サイクルによる計画推進のイメージ >

参考資料

参－1. 計画策定の経緯

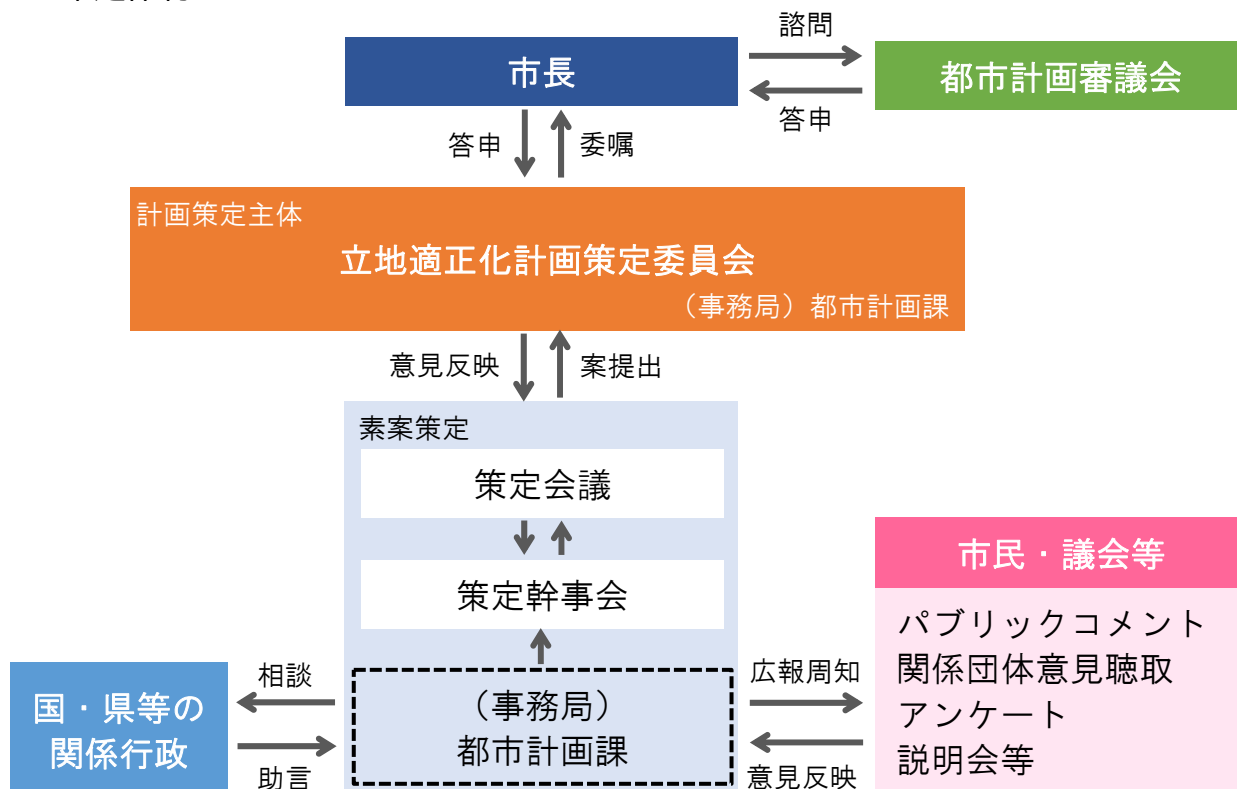
参－2. 各誘導区域図

参－3. 都市機能誘導区域及び用途地域の重ね図

参－4. 用語集

参考—1 計画策定の経緯

1. 策定体制



2. 延岡市立地適正化計画策定委員会 委員構成

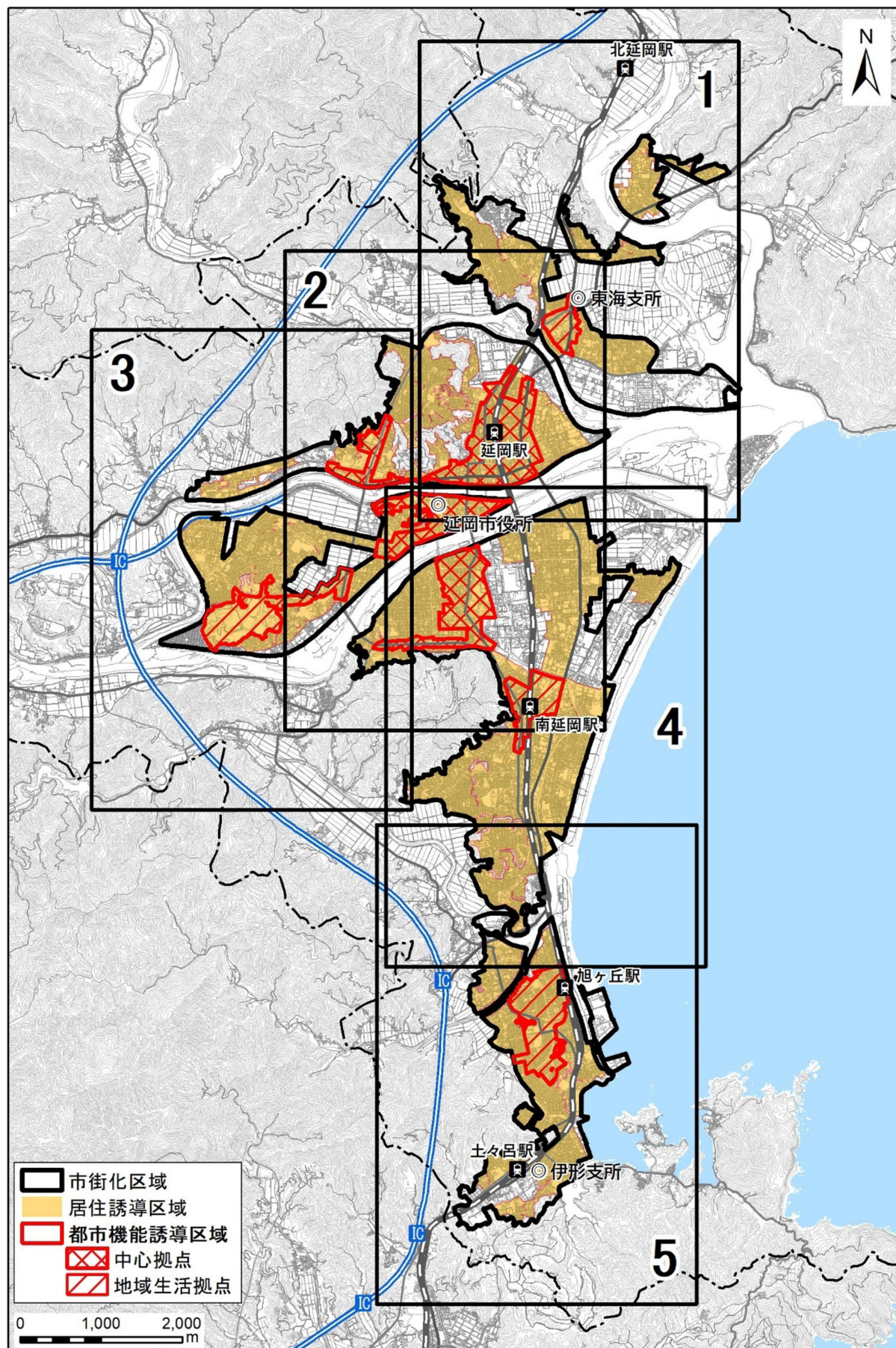
部 門	番 号	所属機関・団体	氏名	備考
学識経験者	1	九州医療科学大学 社会福祉学部 教授	三宮 基裕	
	2	宮崎大学 工学部 准教授	嶋本 寛	
	3	宮崎大学 地域資源創成学部 講師	尾野 薫	
行政機関	4	延岡河川国道事務所 技術副所長 (河川)	下村 慎一郎	
	5	延岡土木事務所 次長 (技術担当)	児玉 広文 猪股 栄進	(令和5年度) (令和6年度)
経済	6	延岡商工会議所 都市づくり委員会 委員長	牛島 宏	
	7	青年会議所 理事長	甲斐 章一郎	
住民代表	8	延岡市区長連絡協議会 会長	森口 正輝	
農業	9	延岡市農業委員会 農業委員	松下 康廣	
公共交通	10	宮崎交通(株) 延岡営業所 所長	甲斐 忠	
	11	九州旅客鉄道(株) 宮崎支社 企画運輸課長	橘倉 正人	(令和5年度)
		九州旅客鉄道(株) 延岡駅長	菊池 建次	(令和6年度)
福祉	12	延岡市社会福祉協議会 総務課長	福永 治子	
医療	13	延岡市医師会 会長	佐藤 信博	
建築・不動産	14	宮崎県宅地建物取引業協会 副会長	清山 和美	
子育て	15	延岡市PTA 連絡協議会 理事	川上 忠頼	

3. 策定スケジュール

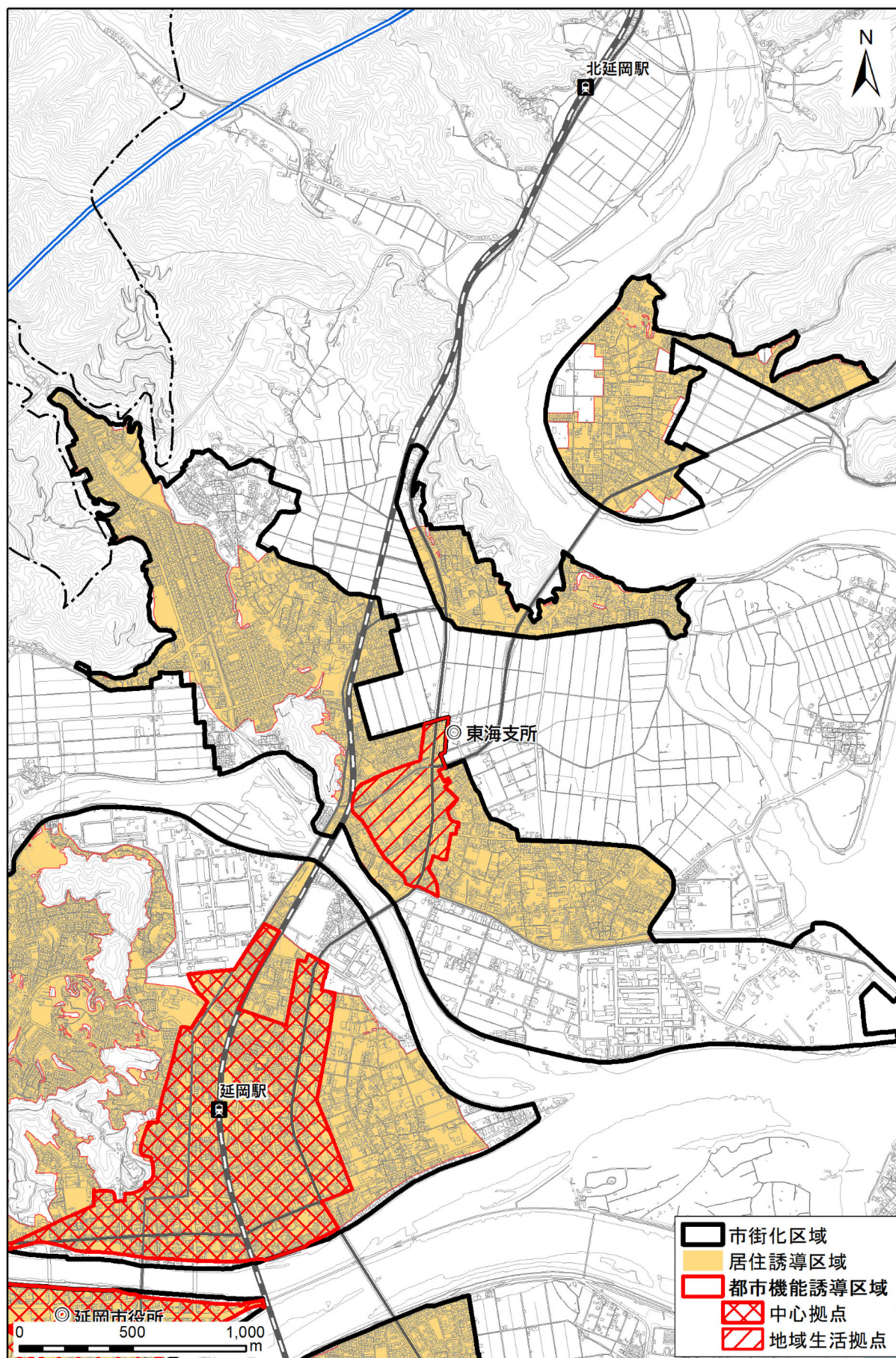
日 程	開 催 内 容	内 容
令和 5 年 11 月	第 1 回 延岡市立地適正化計画 策定委員会	本市が抱える課題の分析及び解決すべき課題について ・ 立地適正化計画について ・ 計画策定に向けた基本課題
令和 6 年 2 月	講演会	立地適正化計画とは なぜ策定するのかについて
令和 6 年 3 月	第 2 回 延岡市立地適正化計画 策定委員会	立地適正化計画の基本方針について ・ まちづくりの方針 ・ 目指す都市の骨格構造
令和 6 年 4 月	市民アンケート	計画内容について
令和 6 年 5 月	関係団体ヒアリング	計画内容について
令和 6 年 9 月	市民説明会	立地適正化計画策定に向けた説明会
令和 6 年 10 月	第 3 回 延岡市立地適正化計画 策定委員会	誘導区域・誘導施設について ・ 居住誘導区域 ・ 都市機能誘導区域 ・ 誘導施設
令和 6 年 11 月	第 4 回 延岡市立地適正化計画 策定委員会	延岡市立地適正化計画（案）について ・ 誘導施策 ・ 目標値及び評価方法 ・ 計画書の構成
令和 6 年 12 月	パブリックコメント	延岡市立地適正化計画（案）について
令和 7 年 1 月	都市計画審議会	延岡市立地適正化計画（案）について
令和 7 年 3 月	市民説明会	延岡市立地適正化計画について
令和 7 年 3 月	計画公表	運用開始

参考—2 各誘導区域図

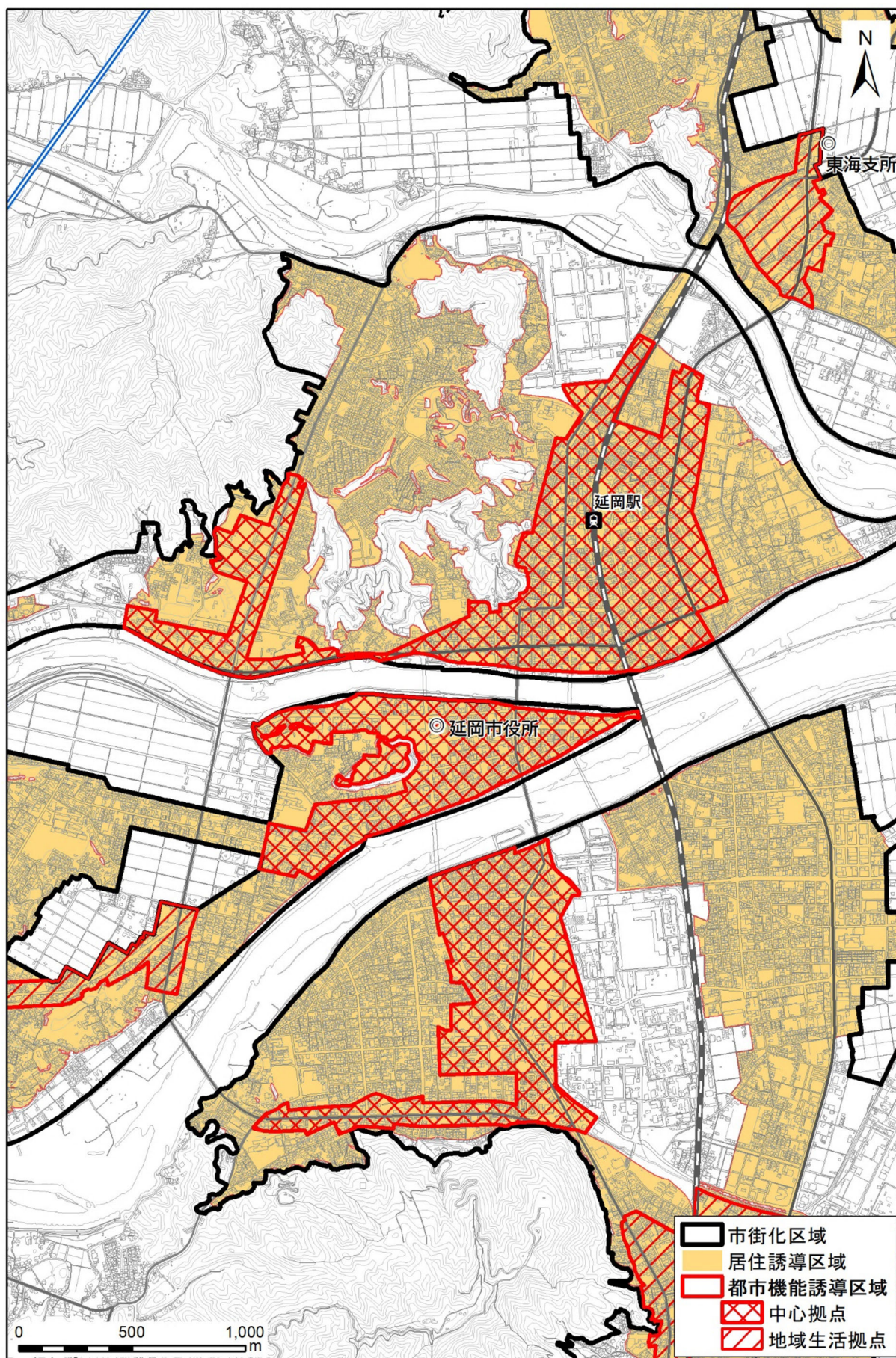
< 全体図（図郭） >



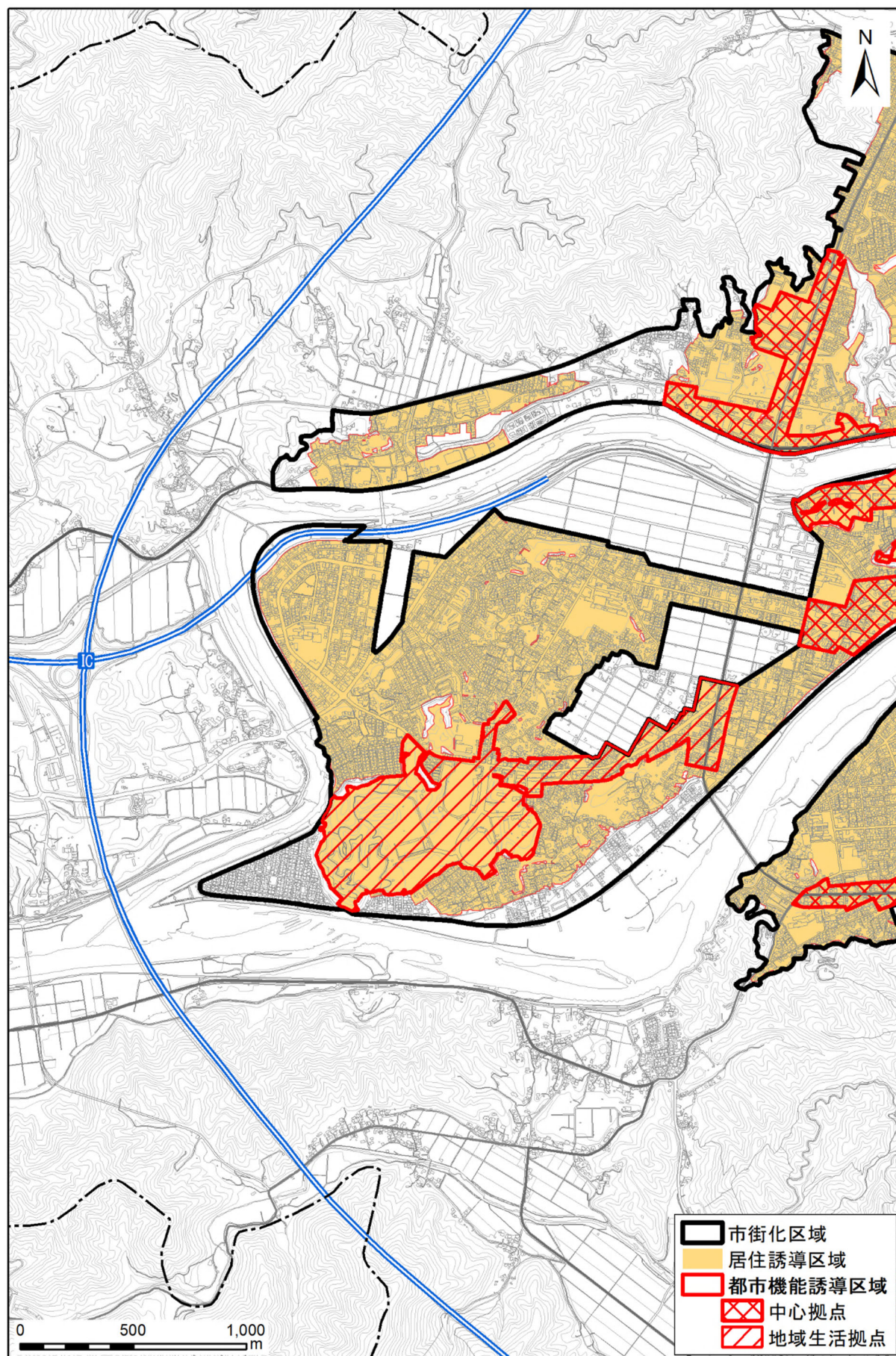
< 1. 地域生活拠点（東海エリア） >



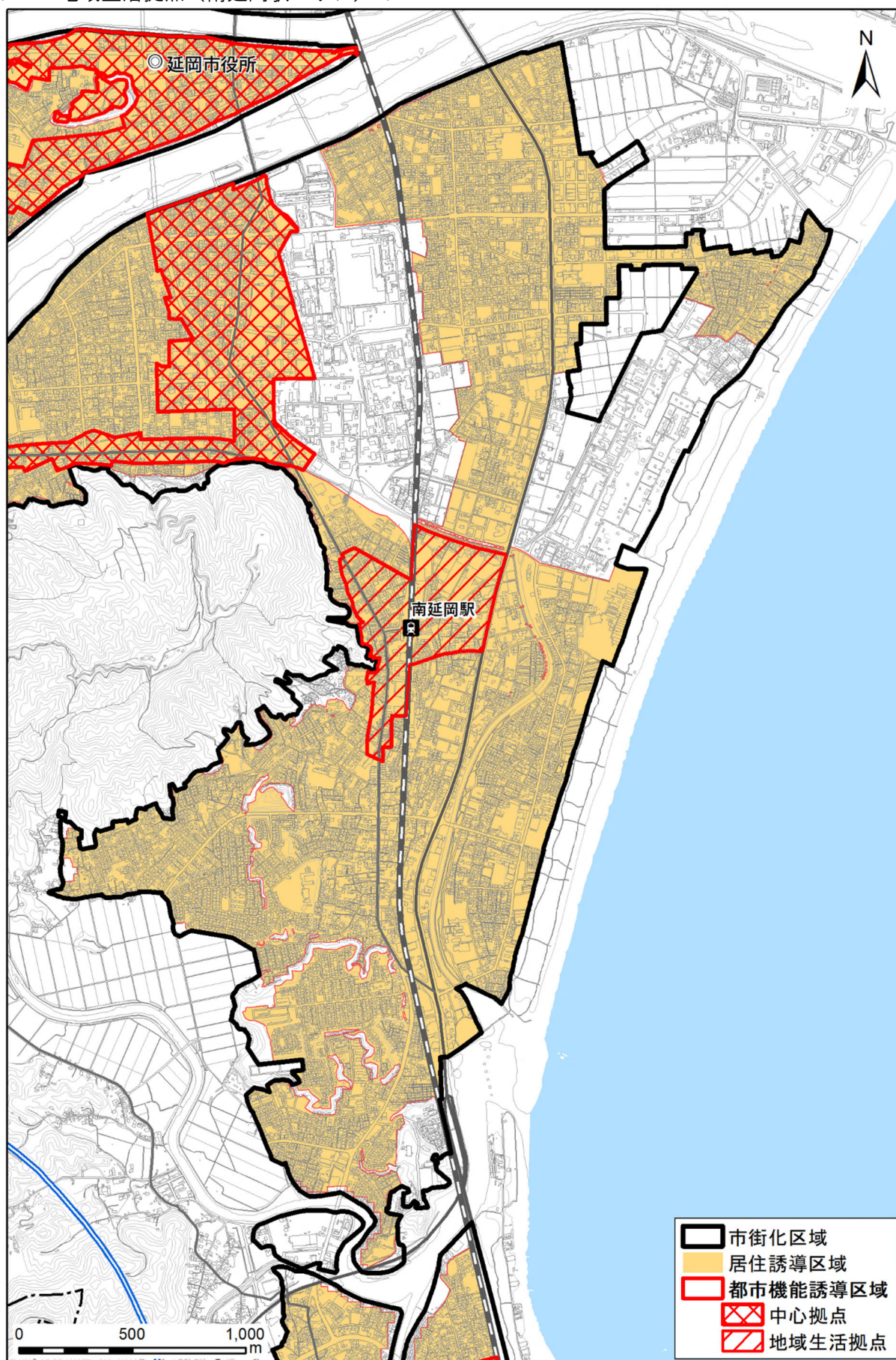
< 2. 中心拠点 >



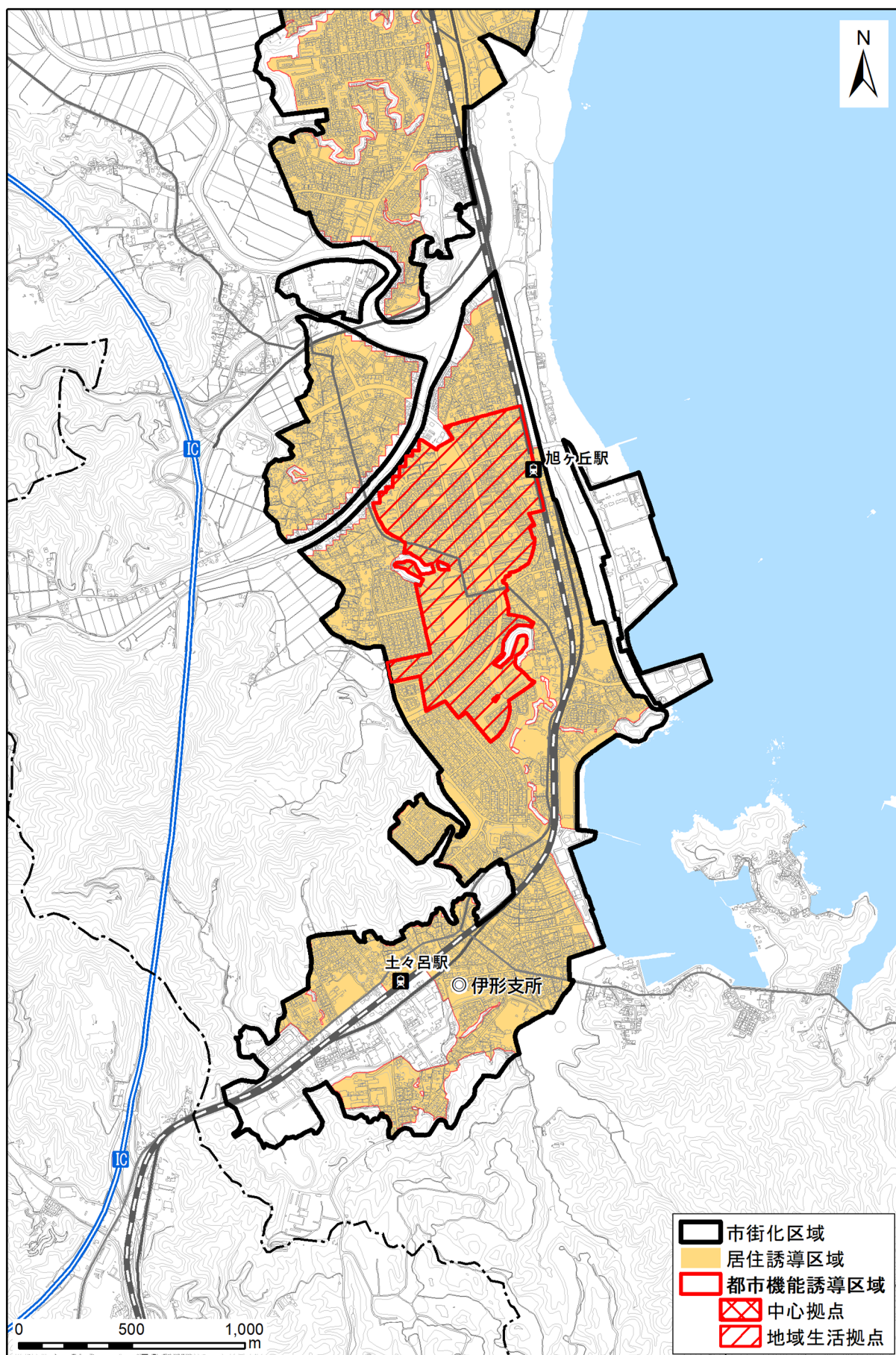
< 3. 地域生活拠点（南方エリア） >



< 4. 地域生活拠点（南延岡駅エリア） >

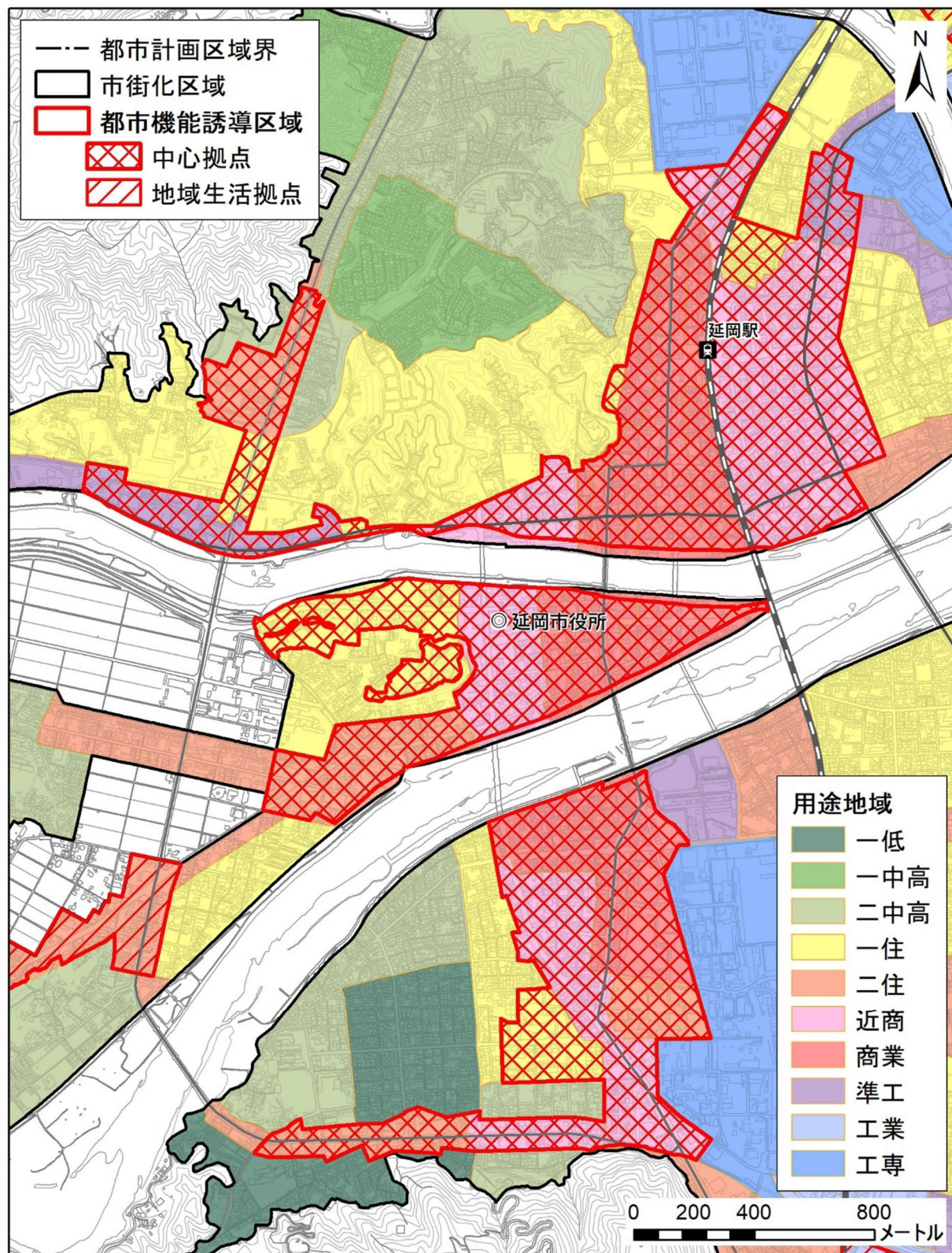


< 5. 地域生活拠点（一ヶ岡エリア） >

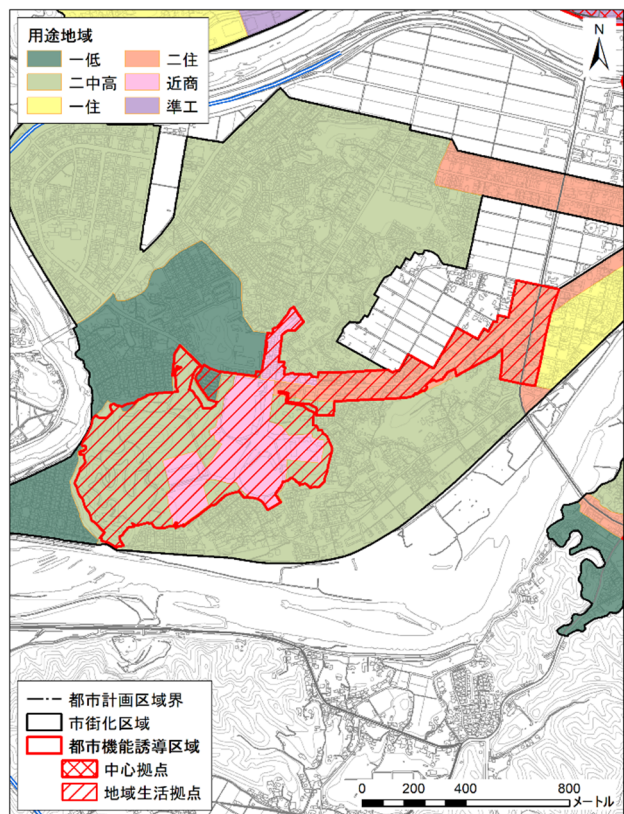


参考—3 都市機能誘導区域及び用途地域の重ね図

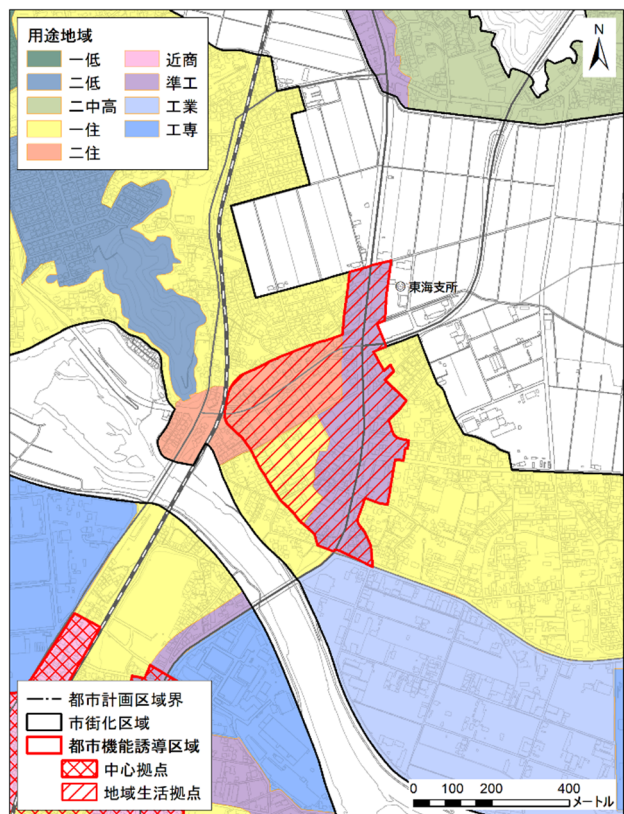
< 中心拠点 >



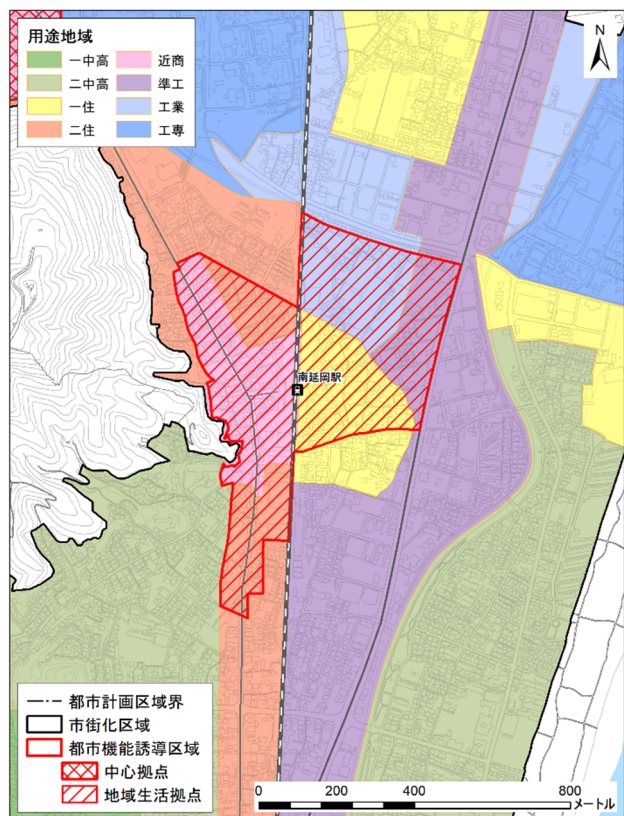
< 地域生活拠点（南方エリア） >



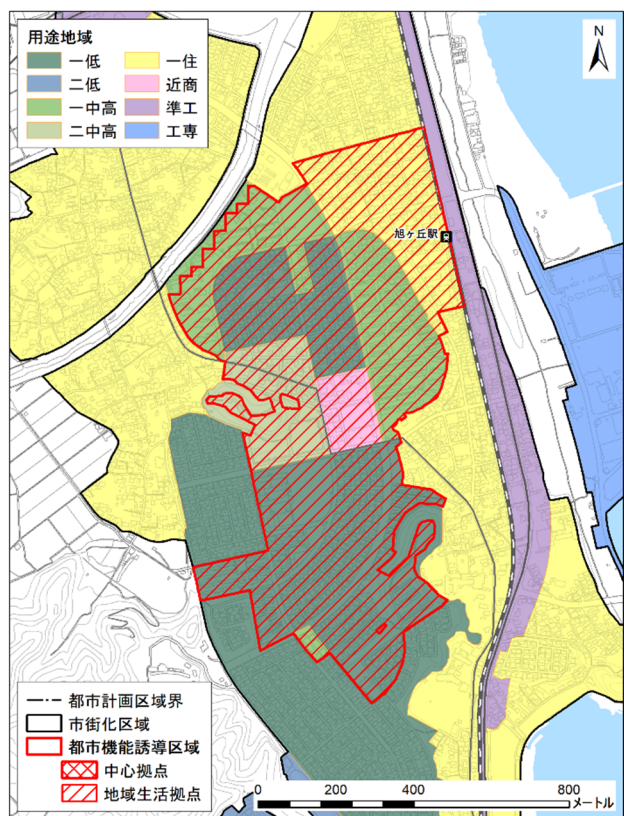
< 地域生活拠点（東海エリア） >



< 地域生活拠点（南延岡駅エリア） >



< 地域生活拠点（一ヶ岡エリア） >



参考—4 用語集

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略で、日本語では「情報通信技術」を意味します。通信技術を活用して人と人がつながる技術や、その活用方法。

空き家バンク（空き家・空き店舗・跡地バンク）

住民から住宅の空き室・空き家に関する情報提供等を受け、移住・交流者向けの物件情報を収集・蓄積し、それらの物件情報をウェブサイト等で公開するもの。

インフラ

インフラストラクチャーの略で、道路、河川、公園、電気、通信施設、上下水道などの都市施設の総称。

エネルギーマネジメントシステム

会社の事務所やビル、工場、住宅、地域などのエネルギー使用を見える化し、効率的に使用するための企業や個人、地域の活動。

エリアマネジメント

特定の地域を単位に、住民や事業主、地権者などの民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を行う取り組み。

ウォーカブル

英語で「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、ウォーカブルなまちづくりとは、自動車ではなく歩行や公共交通機関を活用して移動できるまちを指し、国土交通省が推進している取り組み。

雨水貯留・浸透施設

雨水を地下に浸透させたり、地表や地下に貯留させたりすることで地表に水が溢れるのを防ぐ効果を有する施設。

SDGs 未来都市

内閣府地方創生推進室が選定する制度で、SDGs の理念に沿った取り組みを推進する都市・地域

オープンスペース

マンションや大規模なビルなどの敷地内に設けられている、建物が建っていないスペース。入居者の憩いの場や散歩道、子供の遊び場として利用されることが多く、植栽などが整備された公園や広場になっていることも多い。

か行

家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

既存集落

古くからある農業集落や漁業集落などで、近代的な市街地形成や都市基盤整備が進む以前から形成され、継承されているもの。一般的に集落内の道は狭く、木造家屋が密集している場合が多い。

既存ストック

市街地において、これまでに整備された道路・公園・下水道等のインフラ施設、または学校・病院・住宅・商業施設・工業施設等の建築物等。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの、及び急傾斜地に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。市町村の意見を聞いて都道府県知事が指定。

共同駐車場

不特定多数が利用する公共性を有する駐車場。都市計画法に基づいて都市計画に位置づけられる場合は都市計画駐車場と呼ばれ、地方公共団体が定める駐車場条例に基づいて整備される場合は、駐車場法に基づく路外駐車場と呼ばれる。

緊急輸送路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。

洪水浸水想定区域

水防法に基づく区域で、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川において洪水が発生し、その洪水により万が一氾濫した場合の浸水が想定される区域と予想される水深を示したもの。想定する降雨規模によって、「想定最大規模」と「計画規模」に分けられる。

交通結節点

鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所のこと。駅前広場やバスターミナルなどを指す。

幸齢社会

高齢者が健康で幸せに年をとっていける社会を目指した取り組み。

国土強靱化

地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大規模災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取組のこと。

コワーキング

異なる職業や業種の人々が共有のスペースを利用しながら仕事を行う働き方や、その場所を指す。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めようとするもの。

さ行

砂防指定地

砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）第 2 条に基づき、砂防設備を要する土地または治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域。

シェアサイクル

都市内に設置された複数の駐輪場で自転車を借りたり返却したりできる交通システム。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備開発する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と規定されている。

地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した地すべり区域、地すべり区域に隣接する区域を包括する区域。地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為(地下水の誘致、排除、切土等)について制限される。

持続可能性

環境や社会、経済などのさまざまな側面において、将来にわたって機能を失わずに続けていくことができる状態や仕組みを目指す考え方。

浸水継続時間

ある地点において氾濫水が到達した後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 0.5mに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示したもの。

垂直避難

洪水や土砂災害時において自宅・施設等の上階へ移動する避難方法。

スマートシティ

デジタル技術を活用して都市インフラや施設、運営業務などを最適化し、市民の利便性や快適性を向上させる都市。

スポンジ化

都市の大きさが変わらないにも関わらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴が空くように生じ、密度が下がっていくこと。

生活利便施設

スーパーや病院、銀行などの日常生活を送る上で必要性が高く、日常的に利用する施設のこと。

ゼロカーボン

企業や家庭などによる温室効果ガスの排出量から、森林などの吸収量を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすること。カーボンニュートラルとも呼ばれる。本市は、令和 4(2022)年 8 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言した。

た行

地域版ハザードマップ

自主防災組織ごとに地域住民が主体となって、過去の災害の記憶や災害時に注意すべきことなどを意見交換した後、「まち歩き」を行い、地域で想定される危険箇所や避難所までの避難経路などの情報を落とし込んで作成されたもの。

地域防災計画

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定される。

地区計画

住民の生活に身近な地区について、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方など、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画のこと。

中心市街地

商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、市町村の中心としての役割をもつ市街地のこと。

長期総合計画

長期総合計画とは市政の総合的な経営方針。本市のまちづくりの全領域にわたる中長期的な目標と、本市のあるべき姿、目指すべき方向を示し、それを達成するための施策を総合的・体系的に示した計画。

津波浸水想定

最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域及び浸水深で、都道府県知事が設定するもの。

DID 区域

Densely Inhabited District の略。市区町村の区域のうち、人口密度が特に高い地域のこと。国勢調査の集計のために設定される統計地域。設定基準は、市区町村内で人口密度が 4,000 人/㎢以上の調査区が隣接しかつそれらの離接した地域の合計人口が 5,000 人以上となる地域。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡って、利用されていない空間、もしくは、周辺地域の土地利用状況に比べて、利用程度が低い空間。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

企業や社会がデジタル技術を活用して、ビジネスモデルや業務プロセス、組織、企業文化などを根本的に変革することを指す。

デマンド交通

利用者の予約に応じて運行する地域公共交通で、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。

都市機能

都市において生活を営む上で必要な機能。例えば「居住機能」「産業・経済機能」「交通機能」「行政機能」「教育・文化機能」「医療・福祉機能」「防災・安全機能」「環境保全・緑地機能」「レクリエーション機能」など。

都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状や推移などから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域で、都道府県が指定する。都市計画区域ごとに各種の都市計画が定められ、それに基づいて土地利用規制や都市計画事業等が実施される。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに都道府県が定める都市計画の総合的な方針。

都市計画道路

都市の基盤的施設として、都市計画法に基づく都市計画決定による道路。

都市計画マスタープラン

都市計画に係わる施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針。本市では、平成 25（2013）年 3 月に策定している。（平成 26（2014）年 10 月一部改訂）

都市下水路

主として市街地（公共下水道の排水区域外）において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないもの。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るために制定された法律。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更等に関する事業のこと。

土地利用

土地の状態や用途といった利用状況のこと、あるいは土地を利用すること自体を表す概念。

な行**内水**

一次的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設または河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生するもの。

は行**パーク＆ライド**

自宅から最寄りの駅やバス停などの駐車場に自動車を停めて、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを示した地図のことで、本市では、洪水・土砂災害、津波、内水による浸水被害、高潮のハザードマップを作成している。

バリアフリー化

高齢者や障害者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去する取り組み。段差などの物理的障壁の除去を指すことが多く、また、社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉避難所

災害時に高齢者や障害者、妊産婦など、一般の避難所生活では特別な配慮が必要な方々を対象に開設される避難所。バリアフリー化や多目的トイレなどが整備された社会福祉施設等を利用して開設される。

防災拠点

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うための施設であり、ヘリポート、備蓄倉庫、物資集積場、トラック等の駐車スペースなどが位置づけられる。

ま行**まちなか循環バス**

市街地内の公共施設や病院、学校、スーパーなどを巡回するバス路線。高齢者や交通弱者の移動手段の確保や、中心市街地の賑わいの創出を目的として運行。

モビリティマネジメント

当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。

や行

用途地域

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るために設定される。用途地域等の土地利用ゾーニングのこと。

要配慮者施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

ら行

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するための方針や施策を定める計画。

流域治水

河川・下水道管理者による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水事業。

わ行

ワークライフバランス

仕事と生活の調和を図り、両方を充実させる働き方や生き方のこと。